

枚方市職員措置請求
監査結果報告書

(寄贈美術品図録作成等経費支出差止めに係る住民監査請求)

枚方市監査委員

枚監査第 137 号

平成 26 年 10 月 2 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦

監 査 委 員 大 西 正 人

監 査 委 員 岡 林 薫

監 査 委 員 福 留 利 光

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、平成 26 年 8 月 4 日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、却下する。

第2. 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 平成26年8月4日
3. 請求の内容（原文のまま）

請求の要旨

本年3月26日に美術館の負担付き寄附の収受に関する議決がありましたが、その時点は元より、現時点でも全貌が、各議員及び市民に対し明らかになっていません。

（7月30日地域振興部山中課長確認済み）。それなのに、寄附される美術品の図録等に262万円が6月26日の議会にて、補正予算が可決されました。

7月19日に開成小学校にて開催の「市長参加の住民説明会」にて、市民からの多くの質問に、周辺住民には十分な説明が無く、市長が答えないまま終了しました。

更に、8月19日に開成小学校にて開催の「工事説明会」にても、市民全体に対する説明が不十分である状態での「工事説明会」は、認められないとの怒号が飛び交う中での強行は、許されません。

「美術館を香里ヶ丘中央公園に設置することの白紙撤回署名」が、6000名を超え、更に署名活動が続いているこの段階で、美術館の建設を前提とした予算を執行することは不当であるため、予算執行差し止めを求めます。

添付資料：枚方市議会報第292号より抜粋

第3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

本件請求書は、平成26年8月4日に提出され、受付を行った。

その後、平成26年8月20日に補正された請求書について審査を行ったところ、本件請求は形式的な要件については具備しているものと認め、提出日に遡り受理することとした。

なお、本件請求書及び事実証明書の記載内容だけでは請求の要旨が不明確であるため、請求人に確認の上適否を判断することとし、陳述会の開催を決定した。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年9月9日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人からの陳述が行われ併せて次のとおり新たな証拠の提出があり、同日付で受理した。

- (1) 陳述要旨
- (2) ポスター3枚
- (3) 平成26年8月19日発行 読売新聞記事「揺れる美術館計画」
- (4) 平成26年9月1日発行 河北新聞
- (5) チラシ（香里ヶ丘を愛する市民有志）
- (6) チラシ（香里ヶ丘に美術館建設を推進する市民の会）
- (7) 美術館工事説明会資料（平成26年8月19日開催）
- (8) 工事説明会の資料等の提供について
（平成26年7月10日付け市議会議員宛地域振興部長名）
- (9) 寄附の申し出のある美術館の概要等について（平成26年2月総務委員協議会資料）

第4． 監査委員の判断

- 1 措置請求の対象となる行為は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」、「違法又は不当な財産の取得、管理、処分」、「違法又は不当な契約の締結、履行」、「違法又は不当な債務その他の義務の負担」（以上は、当該行為がなされるのが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」及び「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の財務会計行為である。
- 2 請求人が求める措置は、寄附を受ける美術品の図録作成等経費 262 万円の支出差止めであることを本件請求書及び陳述会における請求人の陳述から確認した。また、本件請求書及び新たな証拠として提出された陳述要旨のうち、所管部署の見解や説明会の経過に関する部分等について、監査委員事務局から所管部署へ事実確認を行った。
- 3 本件請求書及び陳述会における請求人の措置請求に係る主張は次のとおりである。
 - (1) 「美術館を香里ヶ丘中央公園に設置することの白紙撤回署名」が、6000名を超え、更に署名活動が続いているこの段階で、美術館の建設を前提とした予算を執行することは不当である。
 - (2) 寄附を受ける美術館の説明会が開催されているが、市民の理解が得られておらず、反対署名が続いている状態であり、市民の総意となっていない。
- 4 請求人が求める措置は、「不当な公金の支出」の差止めであるところ、上記3における請求人の主張は、寄附を受ける美術館をめぐる状況説明に過ぎず、美術品の図録作成等経費262万円の支出が不当となる理由が明白ではないため、本件請求について監査委員として不当性の判断を行うことができない。

第5． 結論

以上のことから本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法なものである。

よって本件請求は、その余を判断するまでもなく、これを却下する。